

令和3年4月26日

【重要】事務局開局時間の一時変更及び行政書士登録・行政書士法人届出事務について
兵庫県行政書士会

4月25日から5月11日までを期間として、3度目の緊急事態宣言が兵庫県に発出されました。これを受け、感染拡大防止及び職員の安全確保を行う必要のあることから、改めて以下の対応を実施いたします。

1. 事務局職員につきましては、その大部分についてテレワーク（在宅勤務）を実施し、事務局開局時間を以下のとおりといたします。

（1）期 間：令和3年4月26日（月）より当面の間

（2）目 的：新型コロナウイルスの感染拡大防止

事務局職員の新型コロナウイルスへの感染リスク軽減

（3）開局時間：10：00～15：00（電話受付時間も同様）

（4）事務局に出勤する職員の数：全体の3割程度

2. 行政書士登録に関する事務、職務上請求書の払い出し、職印証明書の交付、その他の申請や手続きにつきましては、感染防止の観点から、引き続き可能な限り郵送での手続きにご協力いただけますようお願いいたします。

※ 今後も新型コロナウイルスの感染状況により、本会の事業や事務局運営などについて一部または全部の変更が予想されます。変更のあった場合には、随時本会ホームページ及びお知らせメールにてご連絡いたします。

※ 会員各位におかれましては、本会ホームページ及びお知らせメールを定期的にご確認いただけますよう引き続きよろしくようお願いいたします。

何卒ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。